

論 文

特別支援教育の体制整備状況に関する一考察  
—幼稚園、小・中・高等学校における体制整備状況について—

大家さとみ<sup>1)</sup>・久野隆裕<sup>2)</sup>

(西九州大学看護学部看護学科<sup>1)</sup>, 子ども学部心理カウンセリング学科<sup>2)</sup>)

(平成31年1月21日受理)

**Study of the System Development Status of Special Needs Education  
— at kindergartens, elementary schools, junior high schools and senior high schools**

Satomi OOIE<sup>1)</sup>, Takahiro HISANO<sup>2)</sup>

(*Department of Nursing, Faculty of Nursing, Nishikyushu University*<sup>1)</sup>,  
*Department of Psychological Counseling, Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University*<sup>2)</sup>)

(Accepted January 21, 2019)

**Abstract**

The purpose of study is to compare and verify the system development status of special needs education over 10 years from 2007, based on the data of the nationwide and Saga prefecture data, and consider the issues of future special needs education and prospects.

The results are as follows:

The system development status of special needs education at national public elementary schools, junior high schools and senior high schools in FY 2017 shows that the establishment rate of the school committee, the actual survey implementation rate, and the nomination rate of the special needs education coordinator all exceed 80%. In addition, the individualized teaching plan creation rate at schools where target students are enrolled exceeds 70%, and the individualized educational support plan creation rate exceeds 60%.

Over the past ten years, the development of national laws concerning special needs education and projects to improve special needs education have been implemented, and the establishment of special needs education at kindergartens, elementary schools, junior high schools and senior high schools is proceeding. The promotion of utilizing patrol counselors and expert teams at senior high schools and teacher training at kindergartens require further attention.

The system development status of special needs education in Saga prefecture in FY 2017 exceeds the national average in all public kindergartens, elementary schools, junior high schools, and senior high schools except for the utilization rate of expert teams. The results of Saga prefecture's unique educational projects that have been undertaken since the full-scale implementation of special needs education are shown in the results.

Special support classes and class guidance classes have been increased at elementary and junior high schools, and class guidance has been institutionalized at senior high school. From now on, it is expected that the appropriate guidance and necessary support at school will be further enhanced by teachers who have been trained to teach and evaluate according to these implementations.

Key words : Special needs education 特別支援教育  
System development status 体制整備状況  
Individual educational support plan 個別の教育支援計画  
Individual teaching plan 個別の指導計画  
Teacher training 教員研修

## I はじめに

平成18年6月に学校教育法が改正され、平成19年4月の施行により特別支援教育がスタートした。

特別支援教育の基本的な考え方については、学校教育法の改正以前にも、文部科学省から平成13年1月に示された「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」<sup>1)</sup>や、同じく平成15年3月に示された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」<sup>2)</sup>の中に見出すことができる。この二つの報告書は、共に「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行う」という考えに立っている。

その後、平成17年12月の中央教育審議会「特別支援教育を進めるための制度の在り方について（答申）」<sup>3)</sup>において、盲・聾・養護学校制度を見直し障害種別を超えた特別支援学校制度を創設することや、特別支援学校の機能として小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を法令に明確に位置付けること、通常の学級に在籍するLD・ADHD等の児童生徒に対する指導及び支援の必要性などが示された後、これを踏まえて前述の学校教育法の改正に至っている。

平成19年4月に出された文部科学省初等中等局長通知である「特別支援教育の推進について（通知）」<sup>4)</sup>においては、特別支援教育の理念について「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とされている。この理念を実現するため、文部科学省や各地方自治体においては、これまで様々な施策により特別支援教育に関する体制整備が進められてきた。

学校教育法改正以前の障害のある子どもの教育は特殊教育と呼ばれ、その対象にはLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害のある子どもは対象となっていなかった。しかし、平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」において、小・中学校の通常の学級に「学習面か行動面で著しい困難を示す」子どもが6.3%在籍する<sup>2)</sup>との結果が公表され、これが大き

な契機となって発達障害のある子どもへの適切な教育的対応の必要性が叫ばれるようになり、特別支援教育の対象は、発達障害を含むすべての障害のある子どもとなる一方、通常の学級における障害のある子どもへの適切な教育的対応が大きな教育課題となった。

世界に目を向けると、国連においては平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本は平成19年9月に署名、平成26年1月に批准した。この条約では、すべての障害者によるあらゆる人権や基本的自由の完全かつ平等な享有の促進、保護、確保並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮」や「インクルーシブ教育システム」等の理念が提唱された<sup>5)</sup>。

この条約の採択を踏まえ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」<sup>6)</sup>が出された。この中では、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の理念や、「合理的配慮」の決定の在り方や学校における観点、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる「多様な学びの場の整備」の重要性などが謳われている。また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、障害を理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障害者への合理的配慮の提供が義務付けられた。

「多様な学びの場の整備」については、近年制度の充実が図られており、例えば平成25年9月の学校教育法施行令の改正による就学先決定の仕組みの見直しや、平成28年12月の学校教育法施行規則の改正による高等学校における通級による指導の制度化、平成29年4月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による小・中学校における通級による指導の担当教員の基礎定数化などが挙げられる。

以上のように特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含め、特別な教育的支援が必要な子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであり、その体制整備が進められてきたところである。

（大家、久野）

## Ⅱ 研究の目的及び方法

### 1. 研究の目的

特別支援教育が本格的に開始された平成19年度から10年以上が経過した。そこで本研究では平成19年度及び平成29年度の文部科学省による「特別支援教育体制整備状況調査」<sup>7-8)</sup>（以下、体制整備状況調査という。）の結果をもとに、全国及び佐賀県の特別支援教育の体制整備状況を検証することにより、今後の特別支援教育の体制整備についての課題と展望について考察することを研究の目的とする。

### 2. 研究の方法

平成19年度及び平成29年度の全国及び佐賀県の特別支援教育に関する体制整備状況について、以下の項目についての検証を行った。検証を行った項目は、「校内委員会の設置状況」「特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握の実施状況」「特別支援教育コーディネーターの指名状況」「個別の指導計画の作成状況」「個別の教育支援計画の作成状況」「巡回相談員の活用状況」「専門家チームの活用状況」「特別支援教育に関する教員研修の受講状況」の8項目である。ただし、「校内委員会の開催回数」については、この項目の調査が始まった平成20年度の結果を用いた<sup>9)</sup>。

調査項目の概要は次のとおりである。

#### ①校内委員会の設置状況

学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方について検討を行う校内委員会の設置率と開催回数の状況

#### ②特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握の実施状況

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめるための、在籍幼児児童生徒の実態把握の実施状況

#### ③特別支援教育コーディネーターの指名状況

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う特別支援教育コーディネーターの指名状況

#### ④個別の指導計画の作成状況

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた決め細やかな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教

育支援計画等を踏まえて、より具体的な教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ個別の指導計画の作成状況

#### ⑤個別の教育支援計画の作成状況

福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した個別の教育支援計画の作成状況

#### ⑥巡回相談員の活用状況

指導上の助言・相談が受けられるよう専門的知識を持った教員・指導主事等が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を巡回し、教員に対して障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う巡回相談員の活用状況

#### ⑦専門家チームの活用状況

幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に対して発達障害等か否かの判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成される組織の専門家チームの活用状況

#### ⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況

研修とは特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義を含む教員研修で概ね90分以上のものをさし、行政機関、学校が開催する研修への参加の他、校長会、学会、公益法人、NPO、民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含み、複数回の講義の合計時間が概ね90分以上のものをさすもので、それらの研修の受講状況

(大家)

## Ⅲ 調査結果

### 1. 全国の特別支援教育体制整備状況（表1、表2、図1参照）

#### (1) 平成19年度特別支援教育体制整備状況

平成19年度の体制整備状況調査の結果より、国公私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校（以下、幼小中高という。）の項目別実施率を調査した。なお、校内委員会の開催回数は調査が開始された平成20年度の調査結果を用いた。

#### ①校内委員会

・校内委員会の設置率

表1 全国の特別支援教育の体制整備状況調査結果  
 国公私立幼小中高計・項目別実施率

(単位：%)

	①校内委員会の設置					②実態把握の実施	③特別支援教育コーディネーターの指名	④個別の指導計画の作成		⑤個別の教育支援計画の作成		⑥巡回相談員の活用		⑦専門家チームの活用		⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況					
	設置済	開催回数						実施済	指名済	作成済	作成予定	作成済	作成予定	活用済	活用予定	活用済	活用予定	受講済	管理職受講済	行政研修	
		0回	1回	2回	3回															4回以上	受講済
平成19年度	74.8					77.9	75.2														
								45.8	8.9	26.8	12.5	58.7	4.4	34.5	4.0	44.9		23.6			
								54.7		39.3		63.1		38.5		H15.4.1～H19.9.1の受講状況					
平成20年度	80.5	5.1	18.0	23.3	16.4	37.2	89.5	81.7	80.5	58.9	6.0	38.9	11.1	64.3	4.4	40.9	4.0	50.3	66.1	26.9	51.7
										64.9	50.0	68.6	44.9	H15.4.1～H20.9.1の受講状況							
平成29年度	84.7	2.4	15.5	21.5	14.4	46.1	94.3	86.7	91.0	74.9 (92.9)	2.7	66.1 (85.9)	5.2	75.2	2.0	55.1	1.9	74.3	84.3	56.2	76.1
										77.6	71.3	77.2	56.9	H15.4.1～H29.9.1の受講状況							

※平成29年度は、幼保連携型認定こども園を含む。

※平成29年度の④および⑤の中の( )の値は、該当者のいない学校を除いて算出された割合

※「済」は当該年度9月1日現在で実施している学校の割合、「予定」は当該年度末までに実施する予定がある学校の割合

※割合は全て小数第2位を四捨五入されている。そのため、「済」と「予定」の合計が一致しない場合がある。

※「⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況」のうち、「行政研修受講済」については、「受講済」の内数

表2 全国の特別支援教育の体制整備状況調査結果 (年度別・校種別)  
 国公私立幼小中高計・項目別実施率 (平成29年度は幼保連携型認定こども園を追加)

(単位：%)

		①校内委員会の設置	②実態把握の実施	③特別支援教育コーディネーターの指名	④個別の指導計画の作成	⑤個別の教育支援計画の作成	⑥巡回相談員の活用	⑦専門家チームの活用	⑧教員研修の受講
平成19年度	幼稚園	32.0	67.1	35.2	22.1	16.1	55.2	36.2	37.9
	小学校	98.9	92.5	98.9	66.8	37.0	72.6	40.8	60.8
	中学校	93.8	83.1	93.4	52.1	30.4	52.9	30.6	44.9
	高等学校	42.0	33.1	38.3	4.2	3.6	21.0	11.7	21.9
平成29年度	幼保連携型認定こども園	48.2	90.1	56.2	61.6 (84.1)	40.7 (66.3)	84.3	57.6	42.9
	幼稚園	57.1	89.8	64.7	49.1 (78.7)	37.6 (65.6)	74.7	52.6	48.1
	小学校	99.4	99.1	99.3	94.9 (98.9)	87.8 (94.1)	85.1	63.0	88.7
	中学校	96.1	95.6	95.8	86.2 (96.9)	79.6 (92.0)	69.4	52.5	76.7
	高等学校	86.1	84.7	85.4	35.2 (74.8)	29.9 (67.7)	42.4	31.6	63.6

※平成29年度の④および⑤の中の( )の値は、該当者のいない学校を除いて算出された割合

幼小中高合計の設置率は74.8%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ98.9%、93.8%と高いが、幼稚園、高等学校はそれぞれ32.0%、42.0%と小・中学校に比べ設置率は低い。

・校内委員会の開催回数

調査が開始された平成20年度特別支援教育体制整備状況調査によると、幼小中高合計の開催回数

は0回が5.1%、1回が18.0%、2回が23.3%、3回が16.4%、4回以上が最も多く37.2%である。

②実態把握の実施率

幼小中高合計の実施率は77.9%で、校種別にみると小学校、中学校がそれぞれ92.5%、83.1%と実施率は高く、幼稚園、高等学校はそれぞれ67.1%、33.1%と小・中学校と比べて実施率は低い。



### ③特別支援教育コーディネーターの指名率

幼小中高合計の指名率は75.2%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ98.9%、93.4%と指名率は高いが、幼稚園、高等学校はそれぞれ35.2%、38.3%と小・中学校と比較して指名率は低い。

### ④個別の指導計画の作成率

幼小中高合計の作成率は45.8%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ66.8%、52.1%と半数を上回っているが、幼稚園、高等学校はそれぞれ22.1%、4.2%と小・中学校に比べ作成率は低い。

### ⑤個別の教育支援計画の作成率

幼小中高合計の作成率は26.8%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ37.0%、30.4%の作成率であるが、幼稚園、高等学校はそれぞれ16.1%、3.6%と小・中学校と比較して作成率は低い。

### ⑥巡回相談員の活用率

幼小中高合計の活用率は58.7%で、校種別にみると幼稚園、小学校、中学校はそれぞれ55.2%、72.6%、52.9%と活用率は半数を超えているが、高等学校は21.0%と幼稚園や小・中学校と比べて活用率は低い。

### ⑦専門家チームの活用率

幼小中高合計の活用率は34.5%で、校種別にみると幼稚園、小学校、中学校はそれぞれ36.2%、40.8%、30.6%の活用率に対し、高等学校は11.7%と幼稚園や小・中学校と比べて活用率は低い。

### ⑧教員研修の受講率

幼小中高合計の受講率は44.9%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ60.8%、44.9%の受講率に比べ、幼稚園、高等学校はそれぞれに37.9%、21.9%と、小・中学校と比べ受講率は低い。  
(大家)

## (2) 平成29年度特別支援教育体制整備状況

平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果より、国公私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・認定こども園（以下、幼小中高認定こども園という。）の項目別実施率を調査した。

### ①校内委員会の設置率及び開催回数

#### ・校内委員会の設置率

幼小中高認定こども園合計の設置率は84.7%で、

校種別にみると小学校、中学校、高等学校はそれぞれ99.4%、96.1%、86.1%と設置率は高いが、認定こども園、幼稚園はそれぞれ48.2%、57.1%と小・中学校や高等学校と比べ設置率はやや低い。

#### ・校内委員会の開催回数

幼小中高認定こども園合計の開催回数は、0回が2.4%、1回が15.5%、2回が21.5%、3回が14.4%、4回以上が最も多く46.1%である。

### ②実態把握の実施率

幼小中高認定こども園合計の実施率は94.3%で、校種別にみると認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれ90.1%、89.8%、99.1%、95.6%、84.7%と、いずれも高い実施率になっている。

### ③特別支援教育コーディネーターの指名率

幼小中高認定こども園合計の指名率は86.7%で、校種別にみると小学校、中学校、高等学校はそれぞれ99.3%、95.8%、85.4%と指名率は高いが、認定こども園、幼稚園はそれぞれ56.2%、64.7%と小・中学校や高等学校と比べ指名率はやや低い。

### ④個別の指導計画の作成率

幼小中高認定こども園合計の作成率は74.9%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ94.9%、86.2%と作成率は高く、認定こども園も61.6%と半数を上回っているが、幼稚園、高等学校それぞれに49.1%、35.2%と小・中学校に比べ作成率は低い。

### ⑤個別の教育支援計画の作成率

幼小中高認定こども園合計の作成率は66.1%で、校種別にみると小学校、中学校はそれぞれ87.8%、79.6%と作成率は高いが、認定こども園、幼稚園、高等学校はそれぞれ40.7%、37.6%、29.9%と小・中学校に比べ作成率は低い。

### ⑥巡回相談員の活用率

幼小中高認定こども園合計の活用率は75.2%で、校種別にみると認定こども園、幼稚園、小学校、中学校はそれぞれ84.3%、74.7%、85.1%、69.4%と活用率は高いが、高等学校は42.4%と認定こども園・幼稚園や小・中学校と比べ活用率は低い。

### ⑦専門家チームの活用率

幼小中高認定こども園合計の活用率は55.1%で、校種別にみると認定こども園、幼稚園、小学校、中学校はそれぞれ57.6%、52.6%、63.0%、52.5%と半数を超える活用率だが、高等学校は

31.6%と認定こども園・幼稚園や小・中学校と比べて活用率は低い。

#### ⑧教員研修の受講率

幼小中高認定こども園合計の受講率は74.3%で、校種別にみると小学校、中学校、高等学校はそれぞれ88.7%、76.7%、63.6%と研修の受講率は高いが、認定こども園、幼稚園は42.9%、48.1%と小・中学校や高等学校と比べて受講率はやや低い。  
(大家)

### (3) 平成19年度及び平成29年度の全国の特別支援教育体制整備状況の比較

平成19年度はデータが開示されている幼小中高合計を用い、平成29年度は認定こども園を加えた合計を用いる。また、校種別の比較は、平成26年度から加わった認定こども園を除く幼稚園・小学校・中学校・高等学校にて行う。

#### ①校内委員会設置率及び開催回数

##### ・校内委員会の設置率

幼小中高合計の設置率は、平成19年度74.8%から平成29年度84.7%と9.9%増加した。校種別にみると、平成19年度小学校、中学校がそれぞれ98.9%、93.8%と高い設置率であったのに対し、幼稚園、高等学校はそれぞれ32.0%、42.0%と低かったが、平成29年度幼稚園、高等学校はそれぞれ57.1%、86.1%と大きく増加した。特に高等学校の設置率は44.1%増と増加率が高く、高い設置率を維持している小・中学校それぞれ99.4%、96.1%に次ぐ設置率であった。

##### ・校内委員会の開催回数

幼小中高合計の開催回数は、平成20年度と平成29年度を比較すると、0回が2.7%減少し5.1%となり、4回以上が8.9%増加し46.1%となった。

#### ②実態把握の実施率

幼小中高合計の実施率は、平成19年度77.9%から平成29年度94.3%と16.4%増加した。校種別にみると、平成19年度幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ67.1%、92.5%、83.1%の実施率であったのに対し、高等学校は33.1%と低かったが、平成29年度高等学校は84.7%と大きく増加した。幼稚園も89.8%に増加し、小・中学校それぞれの99.1%、95.6%に次いで、高い実施率となった。

#### ③特別支援教育コーディネーターの指名率

幼小中高合計の指名率は、平成19年度75.2%から平成29年度86.7%と11.5%増加した。校種別に

みると、平成19年度小学校、中学校がそれぞれ98.9%、93.4%と高い指名率であったのに対し、幼稚園、高等学校はそれぞれ35.2%、38.3%と低かったが、平成29年度高等学校は85.4%と大きく増加し、小・中学校それぞれの99.3%、95.8%に次いで、高い指名率となった。幼稚園も64.7%と指名率は増加した。

#### ④個別の指導計画の作成率

幼小中高合計の作成率は、平成19年度45.8%から平成29年度74.9%と29.1%増加した。校種別にみると、平成19年度小学校、中学校がそれぞれ66.8%、52.1%の作成率であったのに対し、幼稚園、高等学校はそれぞれ22.1%、4.2%と低かった。平成29年度小学校、中学校はそれぞれ94.9%、86.2%と高い作成率となり、幼稚園、高等学校はそれぞれ49.1%、35.2%と増加したが、小・中学校と比べて作成率は低い。

#### ⑤個別の教育支援計画の作成率

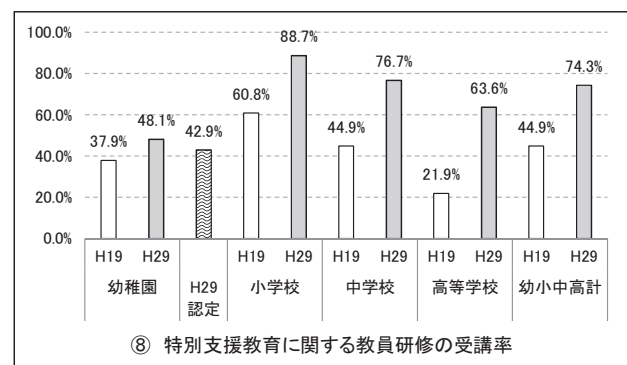
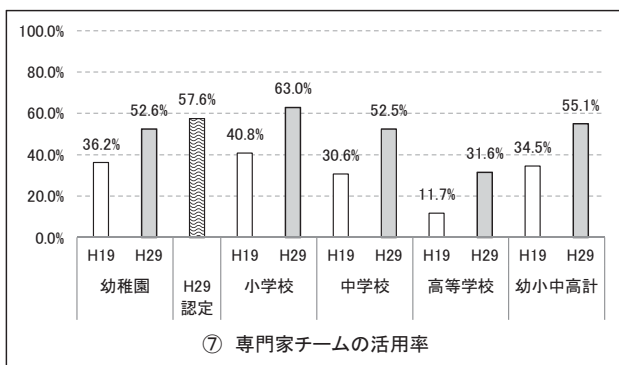
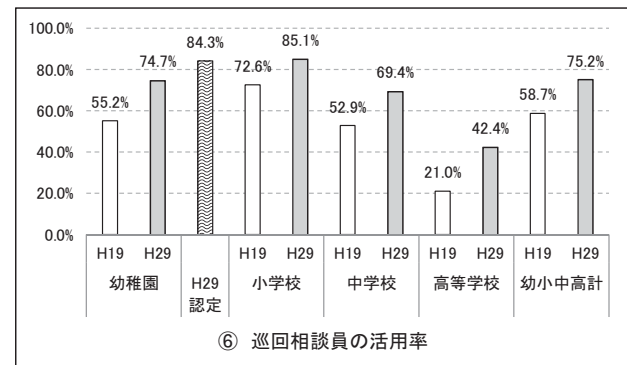
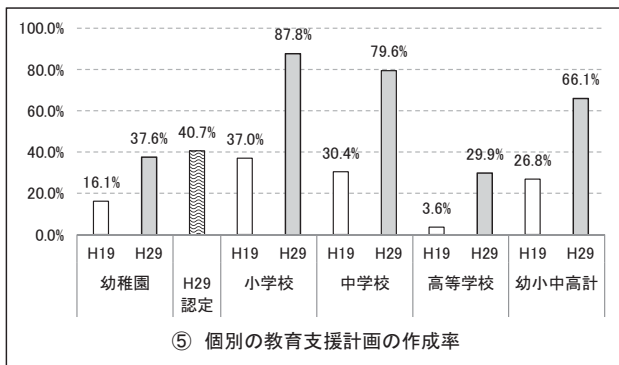
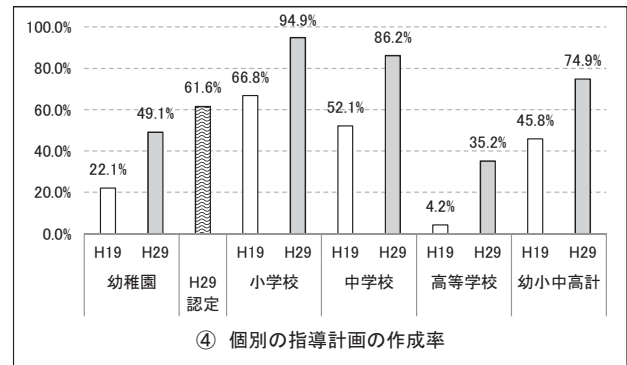
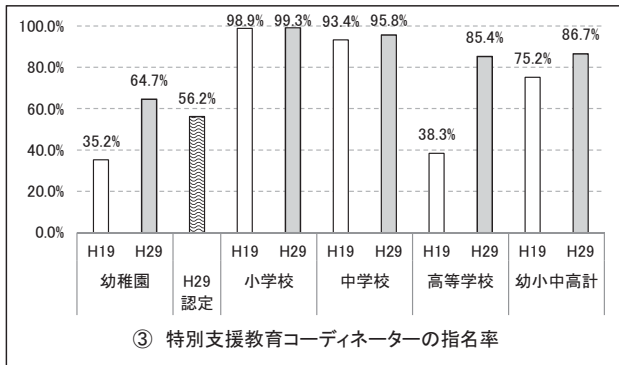
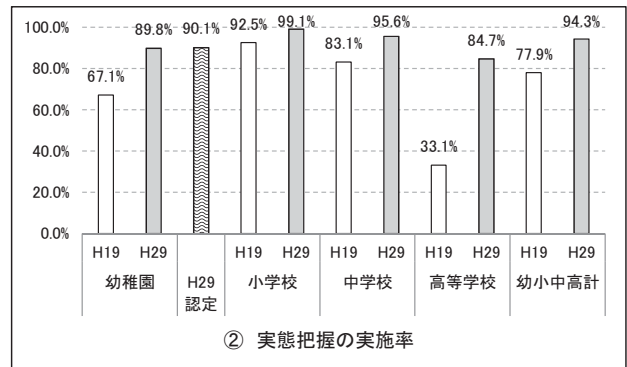
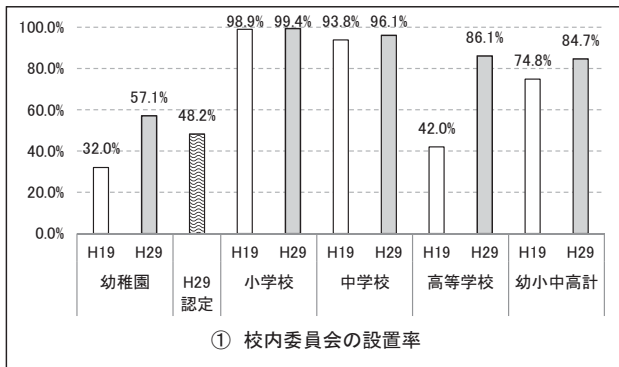
幼小中高合計の作成率は、平成19年度26.8%から平成29年度66.1%と39.3%増加した。校種別にみると、平成19年度小学校、中学校がそれぞれ37.0%、30.4%の作成率であったのに対し、幼稚園、高等学校はそれぞれ16.1%、3.6%と低かった。平成29年度小学校、中学校はそれぞれ87.8%、79.6%と大きく増加し、高い作成率となった。幼稚園、高等学校はそれぞれ37.6%、29.9%に増加したが、小・中学校に比べ作成率は低い。

#### ⑥巡回相談員の活用率

幼小中高合計の活用率は、平成19年度58.7%から平成29年度75.2%と16.5%増加した。校種別にみると、平成19年度幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ55.2%、72.6%、52.9%の活用率であったのに対し、高等学校は21.0%と低かった。平成29年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校はそれぞれ74.7%、85.1%、69.4%、42.4%と増加したが、高等学校の活用率は幼稚園や小・中学校と比較して低い。

#### ⑦専門家チームの活用率

幼小中高合計の活用率は、平成19年度34.5%から平成29年度55.1%と20.6%増加した。校種別にみると、平成19年度幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ36.2%、40.8%、30.6%の活用率であったのに対し、高等学校は11.7%と低かった。平成29年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校はそれぞれ52.6%、63.0%、52.5%、31.6%と増加したが、



※「H29認定」は、平成29年度の幼保連携型認定子ども園における実施率

図1 全国の特別支援教育体制整備状況 平成19年度・29年度の比較  
(国公私立幼小中高認定こども園, 項目別・校種別)

高等学校の活用率は幼稚園や小・中学校と比較して低い。

⑧教員研修の受講率

幼小中高合計の受講率は、平成19年度44.9%から平成29年度74.3%と29.4%増加した。校種別にみると、平成19年度幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ37.9%、60.8%、44.9%の受講率であったのに対し、高等学校は21.9%と低かった。平成29年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校はそれぞれ

48.1%、88.7%、76.7%、63.6%と増加したが、幼稚園の受講率は小・中学校や高等学校と比較して低い。(大家)

2. 佐賀県の特別支援教育体制整備状況 (表3, 表4-1, 図2参照)

体制整備状況調査では、都道府県別のデータは公立学校の集計のみ公表されているため、ここでは公立学校のみを対象とする。

表3 佐賀県の特別支援教育の体制整備状況調査結果

公立幼小中高計・項目別実施率

(単位: %)

	①校内委員会の設置						②実態把握の実施	③特別支援教育コーディネーターの指名	④個別の指導計画の作成		⑤個別の教育支援計画の作成		⑥巡回相談員の活用		⑦専門家チームの活用		⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況			
	設置済	開催回数							実施済	指名済	作成済	作成予定	活用済	活用予定	活用済	活用予定	受講済	行政研修		
		0回	1回	2回	3回	4回以上												受講済	管理職受講済	受講済
平成19年度	100.0						100.0	100.0	66.1	9.1	55.5	13.9	79.6	8.3	28.0	13.6	78.2		28.8	
									75.2	3.6	69.3	7.1	87.9	6.3	41.6	7.4	H15.4.1~H19.9.1の受講状況			
平成20年度	100.0	8.6	27.4	26.5	11.9	25.6	100.0	100.0	71.4	3.6	65.8	7.1	71.7	6.3	5.4	7.4	91.9	98.4	45.5	97.0
									75.0	2.0	72.9	1.7	78.0	3.3	12.8	3.3	H15.4.1~H20.9.1の受講状況			
平成29年度	100.0	3.3	17.2	24.1	12.5	42.9	100.0	100.0	92.4 (97.9)	2.0	93.1 (98.3)	1.7	84.8	3.3	46.2	3.3	91.5	99.8	60.2	96.8
									94.4		94.7		88.1		49.5		H15.4.1~H29.9.1の受講状況			

※平成29年度の④および⑤の中の( )の値は、該当者のいない学校を除いて算出された割合  
 ※「済」は当該年度9月1日現在で実施している学校の割合、「予定」は当該年度末までに実施する予定がある学校の割合  
 ※割合は全て小数第2位を四捨五入されている。そのため、「済」と「予定」の合計が一致しない場合がある。  
 ※「⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況」のうち、「行政研修受講済」については、「受講済」の内数

表4-1 佐賀県の特別支援教育の体制整備状況調査結果 (年度別・校種別)

公立幼小中高計・項目別実施率

(単位: %)

		①校内委員会の設置						②実態把握の実施	③特別支援教育コーディネーターの指名	④個別の指導計画の作成	⑤個別の教育支援計画の作成	⑥巡回相談員の活用	⑦専門家チームの活用	⑧教員研修の受講
		開催回数												
		0回	1回	2回	3回	4回以上								
平成19年度	幼稚園	100.0	8.3	41.7	25.0	0.0	25.0	100.0	100.0	16.7	16.7	66.7	50.0	46.5
	小学校	100.0	4.2	21.7	26.5	14.8	32.8	100.0	100.0	79.7	62.5	84.4	27.1	83.2
	中学校	100.0	5.2	32.0	29.9	11.3	21.6	100.0	100.0	62.9	61.9	75.3	32.0	74.6
	高等学校	100.0	39.5	39.5	18.4	2.6	0.0	100.0	100.0	21.1	15.8	71.1	15.8	74.5
平成29年度	幼稚園	100.0	11.1	11.1	22.2	11.1	44.4	100.0	100.0	77.8 (87.5)	77.8 (87.5)	100.0	55.6	76.9
	小学校	100.0	1.2	7.8	23.4	12.6	55.1	100.0	100.0	94.6 (98.8)	94.6 (99.4)	88.0	49.7	91.7
	中学校	100.0	1.1	27.5	26.4	14.3	30.8	100.0	100.0	95.6 (100.0)	95.6 (100.0)	80.2	45.1	86.2
	高等学校	100.0	16.7	36.1	22.2	8.3	16.7	100.0	100.0	77.8 (90.3)	83.3 (90.9)	77.8	30.6	98.3

※平成19年度の①の開催回数は公表されていないため、平成20年度の数値を用いている。  
 ※平成29年度の④および⑤の中の( )の値は、該当者のいない学校を除いて算出された割合



(1) 平成19年度特別支援教育体制整備状況

①校内委員会の設置率と開催回数

・校内委員会の設置率

幼稚園，小学校，中学校，高等学校のいずれも100%であり，すべての公立学校において実施されている。

・校内委員会の回数（平成20年度結果）

平成20年度に新たに調査項目に加わっており，その結果は，幼稚園が0回－8.3%，1回－41.7%，2回－25.0%，3回－0.0%，4回以上－25.0%，小学校が0回－4.2%，1回－21.7%，2回－26.5%，3回－14.8%，4回以上－32.8%，中学校が0回－5.2%，1回－32.0%，2回－29.9%，3回－11.3%，4回以上－21.6%，高等学校が0回－39.5%，1回－39.5%，2回－18.4%，3回－2.6%，4回以上－0.0%であった。幼稚園，小・中学校では4回以上実施した学校が2～3割程度あるのに対し，高等学校ではなかった。

②実態把握の実施率

幼稚園，小学校，中学校，高等学校のいずれも100%であり，すべての公立学校において実施されている。

③特別支援教育コーディネーターの指名率

幼稚園，小学校，中学校，高等学校のいずれも100%であり，すべての公立学校において実施されている。

④個別の指導計画の作成率

幼小中高合計の作成率は66.1%で，校種別にみると，小学校，中学校がそれぞれ79.7%，62.9%であったのに対し，幼稚園，高等学校はそれぞれ16.7%，21.1%と作成率が低い。

⑤個別の教育支援計画の作成率

幼小中高合計の作成率は55.5%で，校種別にみると，小学校，中学校がそれぞれ62.5%，61.9%であったのに対し，幼稚園，高等学校はそれぞれ16.7%，15.8%と作成率が低い。

⑥巡回相談員の活用率

幼小中高合計の活用率は79.6%で，校種別にみると幼稚園66.7%，小学校84.4%，中学校75.3%，高等学校71.1%と高い活用率であるが，特に小学校の活用率が高い。

⑦専門家チームの活用率

幼小中高合計の活用率は28.0%で，校種別にみると幼稚園50.0%，小学校27.1%，中学校32.0%，高等学校15.8%であり，巡回相談員の活用率が高

いのに対し，各校種ともに活用率が低くなっている。

⑧教員研修の受講率

幼小中高合計の受講率は78.2%で，校種別にみると，小学校で83.2%，中学校で74.6%，高等学校で74.5%と多くの教員が研修を受講したのに対し，幼稚園では46.5%と半数不足であった。

（久野）

(2) 平成29年度佐賀県の特別支援教育体制整備状況

①校内委員会の設置率と開催回数

・校内委員会の設置率

平成19年度と同様，幼稚園，小学校，中学校，高等学校のすべての公立学校において100%実施されている。

・校内委員会の回数

幼稚園が0回－11.1%，1回－11.1%，2回－22.2%，3回－11.1%，4回以上－44.4%，小学校が0回－1.2%，1回－7.8%，2回－23.4%，3回－12.6%，4回以上－55.1%，中学校が0回－1.1%，1回－27.5%，2回－26.4%，3回－14.3%，4回以上－30.8%，高等学校が0回－16.7%，1回－36.1%，2回－22.2%，3回－8.3%，4回以上－16.7%であった。

②実態把握の実施率

平成19年度と同様，幼稚園，小学校，中学校，高等学校すべての公立学校において100%実施されている。

③特別支援教育コーディネーターの指名率

平成19年度と同様，幼稚園，小学校，中学校，高等学校すべての公立学校において100%実施されている。

④個別の指導計画の作成率

幼小中高合計の作成率は92.4%で，校種別にみると幼稚園77.8%，小学校94.6%，中学校95.6%，高等学校77.8%といずれも作成率が高く，とりわけ小・中学校は作成率が極めて高い。

⑤個別の教育支援計画の作成率

幼小中高合計の作成率は93.1%で，校種別にみると幼稚園77.8%，小学校94.6%，中学校95.6%，高等学校83.3%といずれも作成率が高く，個別の指導計画の作成と同様，小・中学校は作成率が極めて高い。

⑥巡回相談員の活用率

幼小中高合計の活用率は84.8%で，校種別にみ

ると幼稚園100.0%，小学校88.0%，中学校80.2% 高等学校77.8%であり，いずれも高い活用率である。

#### ⑦専門家チームの活用率

幼小中高合計の活用率は46.2%で，校種別にみると幼稚園55.6%，小学校49.7%，中学校45.1%，高等学校30.6%であり，幼稚園，小・中学校では半数近くから半数以上の学校において活用されている。

#### ⑧教員研修の受講率

平成29年度調査では，対象期間が平成15年4月1日から平成29年9月1日までとされ，平成15年4月1日から平成29年9月1日までの受講率と平成19年4月1日から平成29年9月1日までの受講率の2種類の集計がなされている。本稿では前者のデータを用いる。

幼小中高合計の受講率は91.5%で，校種別にみると幼稚園で76.9%，小学校で91.7%，中学校で86.2%，高等学校で98.3%と多くの教員が研修を受講している。  
(久野)

### (3) 平成19年度及び平成29年度の佐賀県の特別支援教育体制整備状況の比較

#### ①校内委員会の設置

- ・校内委員会の設置率
- ・校内委員会の回数

#### ②実態把握の実施率

#### ③特別支援教育コーディネーターの指名率

①のうち校内委員会の設置率，②，③の3項目については，平成19年度に幼稚園，小学校，中学校，高等学校のいずれも100%で，その後平成29年度までこの設置率のまま維持されており，増減はない。

また，①校内委員会の回数については，前述の理由から平成20年度と平成29年度を比較する。幼稚園は，2回以下が平成20年度75.0%と4分の3を占め，3回以上が25.0%であったが，平成29年度は3回以上が55.5%に増加した。

小学校は1回以下が平成20年度は25.9%と約4分の1を占めていたが平成29年度は9.0%と減少しており，2回が26.5%から23.4%とほぼ横ばい，3回以上が47.6%から67.7%に増加した。

中学校は，2回以下が平成20年度67.1%と約3分の2を占めたが平成29年度は55.9%に減少し，3回以上が32.9%から45.1%に増加した。

高等学校は，0回が39.5%から16.7%と22.8%減少し，1回，2回，3回がそれぞれ3.4%減，3.8%増，5.7%増で大きな変動がなく，4回以上は0.0%から16.7%に増加した。

#### ④個別の指導計画の作成率

平成19年度は，小学校，中学校がそれぞれ79.7%，62.9%と比較的高い作成率であったのに対し，幼稚園，高等学校はそれぞれ16.7%，21.1%とかなり低かったが，平成29年度は幼稚園，高等学校ともに77.8%と大きく増加した。小学校，中学校については，平成29年度はそれぞれ94.6%，95.6%となり作成率が非常に高くなっている。

#### ⑤個別の教育支援計画の作成率

平成19年度は，小学校，中学校がそれぞれ62.5%，61.9%であったのに対し，幼稚園，高等学校はそれぞれ16.7%，15.8%とかなり低かったが，平成29年度は幼稚園77.8%，高等学校83.3%と大きく増加した。小学校，中学校については，平成29年度はそれぞれ94.6%，95.6%となり作成率が非常に高くなっている。

個別の教育支援計画の作成率の上昇傾向は，個別の指導計画の傾向とほぼ同様であることが読み取れる。

#### ⑥巡回相談員の活用率

平成19年度の時点で幼稚園が3分の2以上，小・中・高等学校では7割以上が活用していたが，幼稚園については66.7%から100.0%と大きく増加した。小学校，中学校，高等学校についてもそれぞれ3.6%増，4.9%増，6.7%増であった。

#### ⑦専門家チームの活用率

平成19年度に最も活用率が高かった幼稚園は50.0%から55.6%と横ばいであったのに対し，小学校が27.1%から49.7%で増加が最も大きく，中学校が32.0%から45.1%に増加，高等学校が15.8%から30.6%に増加した。

#### ⑧教員研修の受講率

小学校は83.2%から91.7%，中学校は74.6%から86.2%と伸びは少なかった一方，幼稚園は46.5%から76.9%，高等学校が74.5%から98.3%と大きく増加した。  
(久野)

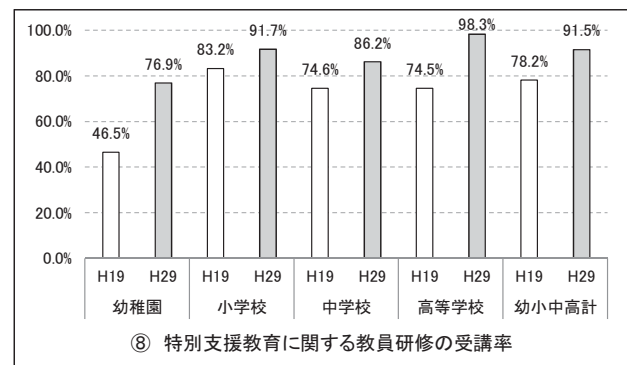
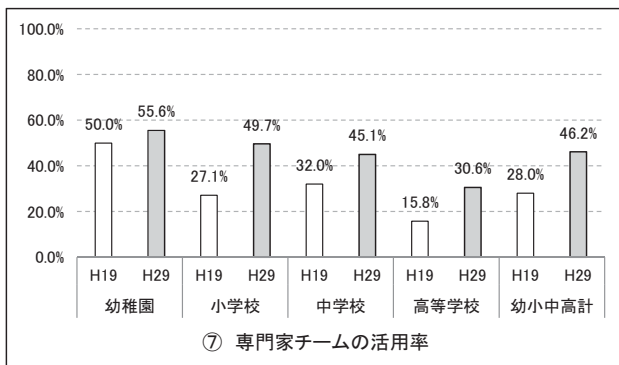
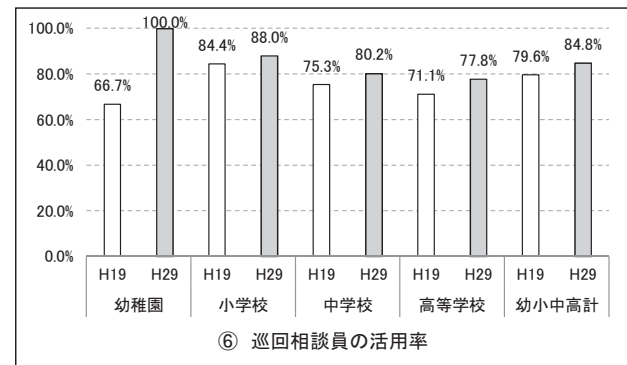
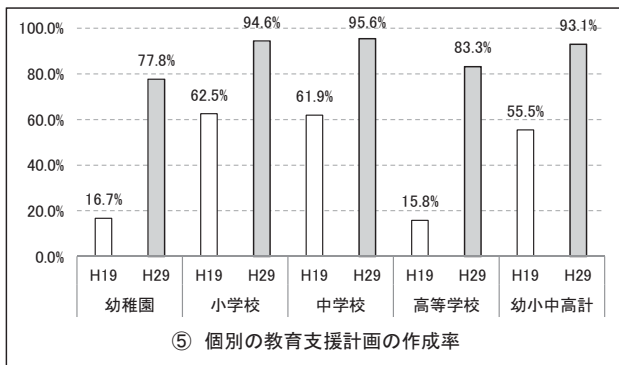
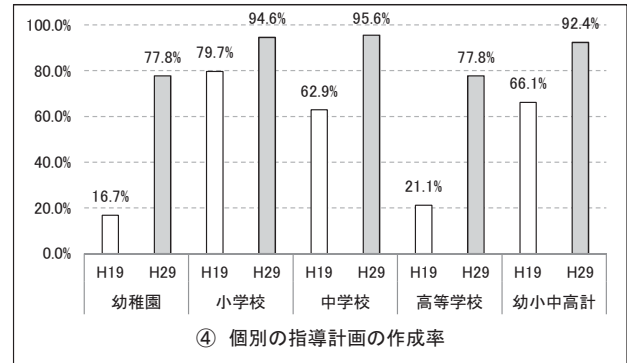
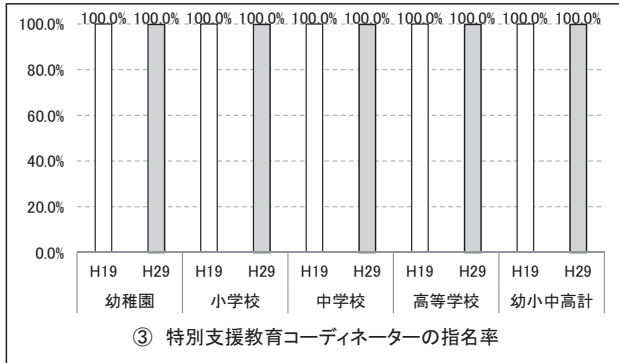
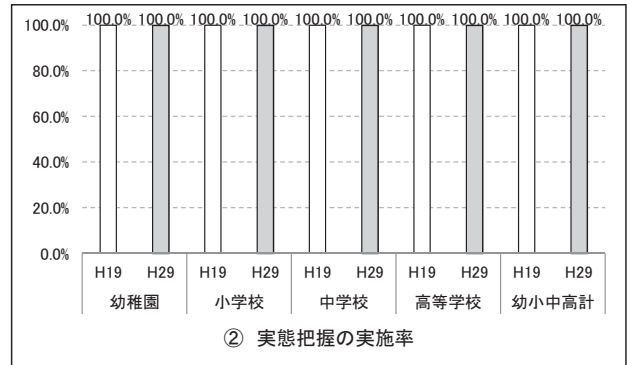
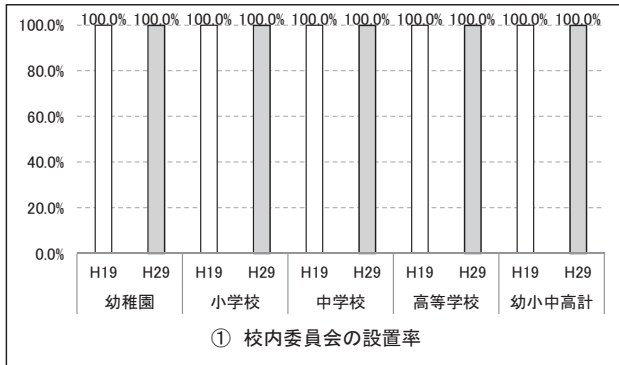


図2 佐賀県の特別支援教育体制整備状況 平成19年度・29年度の比較  
(公立幼小中高, 項目別・校種別)

## Ⅳ 考 察

### 1. 国による特別支援教育体制整備の推進と全国 の状況について

平成19年度から特別支援教育の制度は始まったが、文部科学省においては、それ以前にも平成15年度から5か年間にわたり、「特別支援教育体制推進事業」が実施され、各都道府県小・中学校を中心に体制整備が行われた。その結果、平成19年度の体制整備状況調査の結果（全国集計）では、「校内委員会の設置率」は74.8%、「実態把握の実施率」は77.9%、「特別支援教育コーディネーターの指名率」75.2%と、いずれも7割を超え一定の成果を収めていた<sup>7)</sup>。

この事業は、平成19年度まで実施されたが、当時発達障害のある子どもへの教育的支援はまだ十分ではなく、特に体制整備が小・中学校を中心に進められてきたこともあり、幼稚園児や高等学校生徒への一層の支援強化が求められていたことを背景に、前事業の内容の有効な部分を引き継ぎ、強化しつつ、厚生労働省との連携をさらに深める形で「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（平成20～21年度）」として実施され、「特別支援教育総合推進事業（平成22～24年度）」へと引き継がれた。また、障害者権利条約の批准や改正障害者基本法等の国内外の動向の影響を受けて、「インクルーシブ教育システム構築事業（平成25～27年度）」や「インクルーシブ教育システム推進事業（平成27年度～29年度）」に引き継がれ、早期からの教育相談・支援体制の充実や教員の専門性向上のための研修の充実など体制整備が図られた<sup>10)・11)</sup>。

また、平成26年度から29年度に実施された「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」においては、高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るためのキャリア教育・職業教育の推進が図られるとともに、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究が行われた。そして、平成28年に学校教育法施行規則の一部が改正され、平成30年4月より高等学校においても通級による指導が実施できるよう新たな制度が設けられている。

国によるこの10年間にわたる様々な体制整備事業の実施後、平成29年度の全国の国公私立の特別支援教育体制整備状況の調査結果を見てみると、国公私

立幼小中高認定子ども園合計の「校内委員会の設置率」は84.7%、「実態把握の実施率」は94.3%、「特別支援教育コーディネーターの指名率」は86.7%と、それぞれこの10年間で高い水準に増加し<sup>8)</sup>、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に関する校内の組織づくりや実態把握が、各校種において進められてきたといえる。

平成19年度に半数を下回っていた「個別の指導計画の作成率」は74.9%に増加し、また3割を下回っていた「個別の教育支援計画の作成率」は66.1%と大幅に増加しており、幼児児童生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細やかな指導・支援が計画的に進められるようになってきている。校種別の作成率をみると、小・中学校が8割前後から9割を超えていたのに対し、幼稚園では4割弱から5割程度、高等学校ではともに3割程度であり、この10年間で増加したとはいえ、小・中学校と比較して作成率は低い。特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うための個別の指導計画の作成と活用や、就学前から学齢期、学校卒業後の社会参加までの切れ目ない支援体制を構築するための個別の教育支援計画（移行支援計画）の作成と活用は、指導・支援を充実させ一貫した継続的な支援を行うに当たって不可欠である。小・中学校と比べ作成率が低い幼稚園と高等学校においては、なお一層の作成率の向上が求められる。そのためには、幼稚園では乳幼児期の検診結果や療育相談等について保護者等から、また高等学校では入学までの教育支援について中学校等から情報収集を行い、それらの情報をもとに、次にあげる巡回相談員等を活用して、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進めるなどの対応が求められる。

「巡回相談員の活用率」は75.2%に、また「専門家チームの活用率」も55.1%に増加したことから、幼児児童生徒の支援に対して、学校外の関係機関と連携した支援体制の充実がうかがえる。巡回相談においては、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に出向き、当該学校の教員等に対して発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等や、これらの幼児児童生徒の個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に関する助言も行われている。このため、前述のように幼稚園や高等学校での巡回相談員の活用率が高まることにより、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成率向上にもつながると考えられる。幼稚園・高等学



校においては、巡回相談員の活用が有効であることについてより一層共通理解を深めることが望まれる。

「特別支援教育に関する教員研修の受講率」は44.9%から74.3%と大幅に増加し、障害に関する基本的な知識や指導の在り方等について理解している教員の裾野は広がってきていると考えてよいだろう。研修受講率が半数を下回っている幼稚園では、延長保育等を取り入れ勤務時間帯が変則になり、園全体としての研修時間の確保が難しいなどが一因となっていると推察されるが、1回の研修時間を短くして複数回に分けて実施するなど、参加しやすい研修の在り方を検討していくことが求められる。

以上、この10年間の国による特別支援教育に関する法律の整備や特別支援教育体制整備の取組みは、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた乳幼児期から学校卒業後に至るまでの一貫した支援体制の充実を推し進めてきたと思われるが、幼稚園や高等学校においては、さらなる取組の充実が求められる。(大家)

## 2. 特別支援教育体制整備に関する佐賀県の状況について

### (1) 改正学校教育法の施行前（平成18年度まで）

佐賀県教育委員会においては、特別支援教育への転換に関する学校教育法の改正・施行を見据え、文部科学省の委嘱事業も活用しながら、県単独でも事業を展開し、特別支援教育への円滑な移行の

ための体制整備が進められた。

平成15年度から16年度までは、文部科学省の委嘱事業である「特別支援教育推進体制モデル事業」に、佐賀市を推進地域として取り組まれた<sup>12)</sup>。この事業では、小・中学校への巡回相談員（盲・聾・養護学校教員等）や専門家の派遣による学校支援など発達障害児の総合的な教育的支援体制の整備が図られた。また、平成17年度からはこの事業を継承し、対象を幼稚園から高等学校までに拡大し、県全域を推進地域として、文部科学省委嘱の「特別支援教育体制推進事業」が実施されている<sup>13)</sup>。

県単独の事業としては、平成16年度から「特別支援教育推進事業」が開始されている<sup>14)</sup>。この事業では、特別支援教育に関する管理職を含む全教職員を対象とした研修、特別支援教育コーディネーターの養成研修（小・中学校、盲、聾、養護学校）、特別支援教育の理解啓発のための教職員向けリーフレットやガイドブック<sup>15-16)</sup>の作成等が実施された。教職員研修においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの配置など校内支援体制の推進、児童生徒の実態把握、個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用等が取り上げられており、また作成されたガイドブックには、個別の教育支援計画・指導計画の様式例が示されている。佐賀県では、平成19年度調査においてすでに校内委員会の設置率、実態把握の実施

(参考) 表4-2 全国の特別支援教育の体制整備状況調査結果（年度別・校種別）  
公立幼小中高計・項目別実施率

(単位 %)

		①校内委員会の設置						②実態把握の実施	③特別支援教育コーディネーターの指名	④個別の指導計画の作成	⑤個別の教育支援計画の作成	⑥巡回相談員の活用	⑦専門家チームの活用	⑧教員研修の受講
		開催回数												
		0回	1回	2回	3回	4回以上								
平成19年度	幼稚園	53.2	5.2	15.6	22.2	17.1	39.9	79.0	52.6	31.6	20.2	69.7	44.1	66.2
	小学校	99.6	1.8	15.5	23.5	18.2	41.1	93.1	99.6	67.5	37.3	73.1	41.1	61.3
	中学校	99.3	3.7	22.8	26.1	15.5	31.8	87.5	99.2	55.8	32.5	55.8	32.0	47.0
	高等学校	50.2	27.6	25.5	17.7	9.3	19.9	36.5	46.8	4.8	4.1	24.4	12.9	25.1
平成29年度	幼稚園	93.2	1.6	14.3	22.7	18.9	42.5	97.9	96.4	77.0 (91.8)	61.7 (78.5)	84.1	61.3	88.6
	小学校	100.0	0.5	12.0	20.9	15.3	51.3	99.5	100.0	95.9 (99.1)	88.8 (94.3)	85.7	63.4	89.3
	中学校	99.9	1.2	19.3	23.7	13.3	42.4	98.8	100.0	92.5 (97.9)	85.6 (93.0)	73.2	54.7	80.8
	高等学校	99.3	12.2	23.8	17.9	10.9	35.3	94.8	99.9	43.6 (78.6)	37.0 (70.7)	50.3	35.4	74.8

※平成19年度の①の開催回数は公表されていないため、平成20年度の数値を用いている。

※平成29年度の④および⑤の中の( )の値は、該当者のいない学校を除いて算出された割合

率、特別支援教育コーディネーターの指名率が100.0%であったことは、こうした体制整備に関する事業の成果が表れた結果であると考えられる。

平成17年度からは、15・16年度の文部科学省委嘱事業の成果を踏まえ、「発達障害児教育支援事業」が始まった<sup>17)</sup>。この事業は、県内の公立幼稚園、小・中・高等学校を対象に、学校からの要請に応じて巡回相談員（盲・聾・養護学校教員）や専門家を派遣して、発達障害のある、または疑いのある児童生徒の実態把握や校内支援体制づくりへの助言、個別的教育支援計画等の作成への協力、望ましい教育的対応についての専門的意見の提示等を行うものである。

平成19年度調査における巡回相談員の活用率について、参考までに全国の公立学校の活用率と比較すると、小学校で12.2%、中学校で7.1%、高等学校で16.3%上回っており、この事業の実施により学校に対する支援体制が早期から整備されていたことが読み取れる。（（参考）表4-2参照）

## (2) 改正学校教育法の施行（平成19年度）後

平成19年度の改正学校教育法の施行以前から佐賀県において開始された特別支援教育に関する体制整備は、改正法の施行後も拡充が図られ、現在もその取組は継続されている。

### ①教職員研修、特別支援教育コーディネーター

平成16年度から始まった「特別支援教育推進事業」の中で実施された特別支援教育コーディネーター養成研修は、平成19年度から「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」となり、受講対象をすべての教職員（特別支援教育支援員など教員以外も含む。）に広げ、コーディネーターだけでなくそれ以外の教職員についても資質向上が図られている。内容も発達障害だけでなく視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のある児童生徒の支援に関する内容が取り扱われるようになった<sup>18)</sup>。調査においては教職員の研修受講率が平成19年度から29年度にかけて幼稚園で約30%、高等学校で約20%高くなった背景のひとつには、こうした研修の対象者や研修内容の拡大が挙げられるだろう。

また、「特別支援教育推進事業」では、平成20年度から特別支援教育コーディネーターの連絡協議会が実施されており、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校のコーディネーターが幼児児童

生徒への支援内容等に関する情報交換や協議を行い、学校間の連携強化やコーディネーターの資質向上、特別支援学校のセンター的機能の強化などが図られている。

### ②巡回相談員、専門家チームの活用

平成17年度始まった「発達障害児教育支援事業」は、平成19年度から「障害のある子どもの学校生活支援事業」と名称を変え、対象が発達障害児から発達障害を含むすべての障害児に広げられた<sup>18)</sup>。また、平成20年度からは、巡回相談員や専門家の派遣先として私立の幼稚園・保育所・中学校・高等学校及び県立特別支援学校が加えられ、事業を拡充して引き続き実施されている。

巡回相談員の活用については、平成19年度の時点で幼稚園の3分の2以上、小・中・高等学校の7割以上で活用されており、平成29年度には幼稚園で30%以上、小学校、中学校、高等学校についても3～6%程度活用率が高くなっている。参考までに全国の公立学校の活用率と比較してもすべての校種で上回っている。（（参考）表4-2参照）

専門家チームの活用については、平成19年度から29年度にかけてすべての校種で活用率が上昇している。しかし、巡回相談員の活用と異なり、平成19年度の幼稚園、平成29年度の高等学校を除いて、全国の公立学校の活用率と同じか下回っている。中でも小学校が平成19年度、29年度ともに約14%下回っている。（（参考）表4-2参照）

佐賀県教育委員会の集計によれば、巡回相談員を年間5回以上活用した小学校の数は、平成19年度は12校であったのに対し、平成29年度は34校と約2.8倍に増えている。このことから、当該学校においてより多くの子どもが巡回相談の対象となったり、巡回相談員が学校に何度も出向いて支援内容・方法等を継続的に検討したりするなど学校と巡回相談員との連携体制が充実したことがうかがわれるが、これに加えて専門家を活用することによって、より一層的確な支援・指導計画の作成や支援の実施及びその評価につなげていくことが望まれる。

### ③個別の指導計画、個別的教育支援計画の作成

個別の指導計画、個別的教育支援計画の作成率については、平成19年度は幼稚園と高等学校で約2割もしくはそれ以下と低かったが、平成29年度は幼稚園、高等学校ともに8割程度にまで上昇した。参考までに全国の公立学校の作成率と比較す

ると、特に平成29年度の高等学校について、個別の指導計画が34.2%、個別の教育支援計画が46.3%上回っている。(参考)表4-2参照)

作成率が向上した要因としては、前述の教職員の研修において計画の作成に関する内容が取り上げられていることや、ガイドブックの作成・配布による教職員への理解啓発の進展、巡回相談員や専門家による具体的な作成方法等に関する助言などの取組が考えられる。学校においては、学校と保護者や関係機関の担当者等(児童生徒本人を含む場合もある)による支援会議が開催され、会議の際は個別の教育支援計画に基づいて協議が進められることが一般的になってきており、関係者の連携のためのツールとしての活用が進んでいる。

(久野)

## V おわりに

平成19年4月に本格的実施となった特別支援教育は、開始から10年が経過し、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率が大きく上昇したことから分かるように、幼児児童生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う体制が充実してきた。また、巡回相談員や専門家チームの活用率も上昇しており、課題を学校内だけで解決しようとするのではなく、学校外の関係機関と連携した支援体制が充実してきていると言える。

学校全体としての支援体制の整備が進み、通常の学級における支援が充実の方向に進んできた一方で、特別支援学級や通級指導教室の数も大きく増加している実態がある。文部科学省の特別支援教育資料<sup>19-21)</sup>によれば、全国の国・公・私立小・中学校における平成19年度の特別支援学級の学級数は37,941学級、担当教員数は40,369人であるのに対し、平成29年度は60,190学級、64,947人となっており、学級数、担当教員数ともに約1.6倍まで増加している。

また、小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒数についても、平成19年度の45,240人に対し平成29年度は108,946人で2倍以上にまで増加している。特別支援教育資料には平成22年度版から通級による指導を担当する教員の数に記載されているが、それによると担当教員数は平成22年度の5,216人に対し平成29年度は8,361人で約1.6倍となっている。

このことから、小・中学校において障害のある児童生徒に対して専門的な指導ができる教員が従前よ

り数多く必要になっていることが分かる。冒頭でも述べたとおり、小・中学校の通級による指導の担当教員については、従前は加配定数として配置されていたものが基礎定数化され、一定数の対象児童生徒に対して必ず1名の教員が配置されるよう制度改革されており(平成29年度から10年間で段階的に実施)、さらに高等学校においても通級による指導ができるよう制度が新設され、佐賀県においても平成30年度から1校において実施されている。

特別支援学級や通級指導教室といった専門的な教育が受けられる場が増え、「多様な学びの場の整備」が充実するにつれて、今後の学校現場においては、専門的な指導ができる教員の確保が大きな課題となることが予想される。体制整備状況調査の結果からは、非常に多くの学校で特別支援教育コーディネーターが指名されていることや、教員の研修受講率が各校種とも上昇し、多くの教員が研修を受けたことによって学校現場に特別支援教育の土壌が形成されてきたことが読み取れる。

今後はこれまで以上に専門性の高い教員研修プログラムが用意され、特別支援学級や通級指導教室における適切な指導計画の作成や、授業の展開、評価ができる担当教員を育成することが必要となる。特に、高等学校にはこれまでそうした専門的な教育の場がなかったことから、新たに制度化された通級による指導の担当教員の育成は急務であると思われる。こうしたことにより、一人一人の教育的ニーズを踏まえた「多様な学びの場」の整備が推進され、適切な指導と必要な支援がより一層充実することを期待したい。

(久野)

(謝辞)

本稿の執筆に当たり、快くご協力いただきました佐賀県教育庁教育振興課特別支援教育室の皆様へ、心よりお礼申し上げます。

## 引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議：21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102.htm)(最終閲覧2018.11.9)
- 2) 文部科学省 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議：今後の特別支援教育の在り方



- ついて（最終報告），[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/014.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/014.htm)（最終閲覧2018.11.9）
- 3) 中央教育審議会：特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）（2005）
  - 4) 文部科学省：特別支援教育の推進について（通知）（2007）
  - 5) 文部科学省：教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～，1（2013）
  - 6) 中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（2012）
  - 7) 文部科学省：平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果について（通知）（2008）
  - 8) 文部科学省：平成29年度特別支援教育に関する調査の結果について（送付）（2018）
  - 9) 文部科学省：平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果について（通知）（2009）
  - 10) 文部科学省：特別支援教育について 15. 実施事業，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm)（最終閲覧2018.11.9）
  - 11) 文部科学省：発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/002/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/002/001.htm)（最終閲覧2018.11.9）
  - 12) 佐賀県教育委員会：佐賀県の特別支援教育（平成16年度の取組），p. 2（2005）
  - 13) 佐賀県教育委員会：佐賀県の特別支援教育（平成17年度の取組），p. 4（2006）
  - 14) 佐賀県教育委員会：佐賀県の特別支援教育（平成16年度の取組），p. 2 - 3（2005）
  - 15) 佐賀県教育委員会：「特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック」（2005）
  - 16) 佐賀県教育委員会：「特別な教育的支援が必要な子どものためのケースブック」（2006）
  - 17) 佐賀県教育委員会：佐賀県の特別支援教育（平成17年度の取組），p. 2（2006）
  - 18) 佐賀県教育委員会：佐賀県の特別支援教育（平成19年度の取組），p. 4（2008）
  - 19) 文部科学省：特別支援教育資料（平成19年度），[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/020.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/020.htm)（最終閲覧2018.11.9）
  - 20) 文部科学省：特別支援教育資料（平成22年度），[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1309805.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1309805.htm)（最終閲覧2018.11.9）
  - 21) 文部科学省：特別支援教育資料（平成29年度），[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm)（最終閲覧2018.11.9）